

# ○沖縄県立看護大学大学院における独立行政法人 日本学生支援機構奨学金の特に優れた業績による 返還免除候補者学内選考基準

(平成18年3月15日)

(趣旨)

第1条 沖縄県立看護大学大学院における、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して特に優れた業績による返還免除制度の認定を受ける候補者として推薦すべき者（以下「返還免除候補者」という。）の選考に関する事項の調査審議はこの基準により行う。

(調査審議の対象者)

第2条 返還免除候補者の選考に関する事項の調査審議は、平成16年度以降の大学院第一種奨学生採用者で、当該事業年度中に貸与が終了する者のうち、在学中に専攻分野において特に優れた業績を挙げた者について行う。

(業績の評価方法)

第3条 返還免除候補者として推薦すべき者の業績を評価するにあたっては、当該大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮して、次の各号に挙げる活動について具体的な評価項目を設定し、両号の評価項目を総合評価して行うものとする。

- (1) 大学院における教育研究活動等
- (2) 専攻に関連した学外における教育研究活動等

(専攻分野に関する業績)

第4条 専攻分野に関する業績は次の各号に挙げる業績とする。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、データベースその他の著作物（前(2)号に掲げるものを除く。）
- (4) 発明
- (5) 授業科目の成績
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績

- (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) スポーツの競技会における成績
- (9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- (10) その他機構が定める業績  
(特に優れた業績の評価項目)

第5条 特に優れた業績の評価項目及び評点は次の各号に挙げるものとする。

- (1) 学位論文その他の研究論文
  - 学位論文が特に優れている。(10点)
  - 学位論文以外の研究論文が特に優れている。(10点)
  - 学会等から賞を受けた。(20点)
  - 学会誌、学術誌に採り上げられた。(10点)
  - 学会で発表され、高い評価を得た。(10点)
- (2) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、データベースその他の著作物(第(2)号に掲げる者を除く。)
- (4) 発明
- (5) 授業科目の成績
  - 講義、演習等で特に優秀な実績を修めた。(20点)
  - 就業年限の短縮を認められた。(20点)
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) スポーツの競技会における成績
- (9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- (10) その他機構が定める業績  
(補足)

第6条 この基準に定めるもののほか、返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成18年3月15日から施行する。